**平成２６年（フ）第１２２４４号**
東京都世田谷区世田谷１丁目24―11　Ｍビル302
債務者　今野　忠弘
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２２４５号**
東京都世田谷区世田谷１丁目24―11　Ｍビル302
債務者　今野　明子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９６９号**
東京都東村山市栄町３丁目31番地１ハイツマノ203
債務者　下谷　伸一
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月18日午後１時30分　東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第９５５号**
東京都東村山市本町４丁目３番地12すぃーと久米川101
債務者　村瀬　陸男
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第５９７号**
静岡市葵区古庄３丁目８－３　県営プランドール葵403号、住民票上の住所静岡市葵区古庄４丁目９番５号
債務者　永井　文子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月23日午後２時30分　静岡地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第２１４号**
北海道帯広市西８条南４丁目19番地１　ハイツ舞Ａ号
債務者　瀬川　紋子
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月19日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２６年（フ）第２２０号**
北海道河西郡芽室町東めむろ３条北１丁目９番地９　東めむろシニアマンション106号室
債務者　片川　晴光
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月19日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２６年（フ）第１８３８号**
相模原市南区東林間４丁目39番地４―63　Ａ201、住民票上の住所横浜市保土ケ谷区月見台６番６号
債務者　齋藤　光正
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１４７号**
沖縄県中頭郡北中城村字美崎98番地　パークサイド美崎405号
債務者　河野　克之
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月18日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２６年（フ）第７２１号**
東京都国分寺市東元町３丁目12番７号第３柳荘
債務者　小林　照明
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第９３７号**
東京都八王子市松が谷５番地２―305
債務者　竹島　未来
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第９３８号**
東京都八王子市松が谷５番地２―305
債務者　近野　真弓
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第３７８号**
川崎市中原区下小田中６丁目２番20―206号ラベニール鹿島
債務者　小杉　智久
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後１時30分　横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２６年（フ）第４５７号**
川崎市幸区南加瀬２丁目10番７号
債務者　菊池多美子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後１時30分　横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２６年（フ）第５１９号**
静岡県焼津市焼津１丁目５番16号　川村住宅９号室
債務者　海野　武司
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時　静岡地方裁判所民事第２部